別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三一日まで」を「平成二六年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二五一、八〇〇トン」を「二九一、六〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三一日まで」を「平成二六年四月一日から同年九月三〇日まで」に改める。

別表第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二一二・九九号の項中「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」を「平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日まで」に改める。

別表第一七〇三・一〇号及び第一七〇三・九〇号の項中「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」を「平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日まで」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」を「平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日まで」に、「四〇、〇〇〇トン」を「三八、三〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」を「平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日まで」に、「四一、六〇〇トン」を「四一、二〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」を「平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日まで」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中、第六五号」を削る。

別表第六四号の五中「又は」を「若しくは」に改め、「提示」の下に「又は同条第二項の規定による書類の提出」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六四の六	関税定率法施行令第十六条の四（来の免税の手続）の規定による書類の提出

別表第六五号中「に規定する関税の額についての税関の証明書の発給の申請」を「の規定による許可書及び証明書の添付」に改める。

別表第六五号の一九中「含む。）」の下に「並びに許可書又は証明書及び製造報告書の添付」を加え、同号を同表第六五号の二三とする。

別表第六五号の一八中「含む。）」の下に「並びに許可書若しくは証明書又は書類及び製造報告書の添付」を加え、同号を同表第六五号の二二とする。

別表第六五号の一七中「含む。）」の下に「並びに許可書、証明書、書類又は決定通知書及び製造報告書の添付」を加え、同号を同表第六五号の一六中「含む。）」の下に「及び書類の添付」を加え、同号を同表第六五号の二〇とする。

別表第六五号の一五中「及び」を「並びに」に改め、「貨物製造報告書」の下に「又は貨物製造証明書及び書類」を加え、同号を同表第六五号の一八とし、同号の次に次の一号を加える。

六五の一九	関税定率法施行令第五十四条の二第一項若しくは第三項（内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十条（課税済内貨原材料による製品を輸出する場合の確認等の手続）の規定による物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税定率法施行令第五十四条の二第三項若しくは第五項の規定による書類の提出

別表第六五号の一四中「及び」を「並びに」に改め、「貨物製造報告書」の下に「又は貨物製造証明書及び書類」を加え、同号を同表第六五号の一七とする。

別表第六五号の一三を同表第六五号の一四とし、同号の次に次の二号を加える。

六五の一五	関税定率法施行令第五十一条第一項（輸出貨物製造用原料品を使用して製造した貨物の輸出の手続）の規定による許可書若しくは証明書又は書類及び製品検査書若しくは書面の提出
六五の一六	関税定率法施行令第五十三条の二第一項（戻し税に係る原料品を使用して製造した貨物の輸出の手続）の規定による貨物製造報告書又は貨物製造証明書の添付

別表第六五号の一二中「含む。）」の下に「又は関税定率法施行令第三十九条第一項前段の規定による許可書若しくは証明書の提出」を加え、同号を同表第六五号の一三とし、同表第六五号の一一の次に次の一号を加える。

六五の一一二	関税定率法施行令第三十九条第一項（再輸出免税貨物の輸出の手続）の規定による許可書又は証明書の提出及び加工証明書の添付

別表第六六号の二中「含む。）」の下に「並びに書面及び許可書、証明書、書類又は決定通知書の添付」を加える。

別表第六七号中「規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）」の下に「並びに書面及び許可書、証明書、書類又は決定通知書の添付」を加える。

別表第六七号の二中「含む。）」の下に「又は関税定率法施行令第五十四条の十八において準用する同令第五十四条の十六の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十六条の九において準用する輸徴法施行令第二十六条の七第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに書面及び許可書若しくは証明書の添付」を加える。

別表第六八号中「含む。）又は」を「含む。）並びに書類及び許可書、証明書、書類若しくは決定通知書の添付又は」に改める。

別表第六九号及び第七〇号中「含む。）又は」を「含む。）並びに書類及び許可書若しくは証明書の添付又は」に改める。

別表第七〇号の二中「提出」の下に「及び同条第二項の規定による証明書の添付」を加える。

別表第七二号中「添付」の下に「及び同条第二項の規定による書類の添付」を加える。

別表第七二号の二中「規定による」の下に「許可書又は証明書、書類及び」を加える。

別表第七三号の二中「書面の提出」の下に「及び同条第二項の規定による証明書の添付」を加える。

（関税・外国為替等審議会令の一部改正）

第六条　関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税に関する政令（平成十四年政令第百十五号）第九条」を削る。

（中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税に関する政令の廃止）

第七条　中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税に関する政令（平成十四年政令第百十五号）は、廃止する。